

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 (役務の内容) ○本業務は、県や市町村とともに、独立就農や法人への雇用就農の希望者等に対して、農業の専門知識を持った職員による相談対応やポータルサイトでの情報発信、各種研修会の開催等の支援を実施するものである。</p> <p>(役務の特殊性) ○本業務は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）第11条の11に規定された農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）の業務に該当するものである。 ○就農希望者や新規就農者に関する情報収集や県・市町村との情報共有を円滑に実施できるのは、センターに位置づけられた機関のみである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 ○本県では、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を有する一般社団法人岐阜県農畜産公社を、基盤法第5条の規定に基づき、県が策定する農業経営基盤強化促進基本方針においてセンターと位置付けている。 このため、本業務を委託できるのは、一般社団法人岐阜県農畜産公社において他にない。</p>